

令和4年（2022年）

6月那覇市議会定例会

議案書

令和4年6月1日

令和4年（2022年）6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第51号	那覇市監査委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第52号	那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第53号	那覇市公平委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	5
議案第54号	那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 納税課	7
議案第55号	てんぶす那覇条例制定について	厚生経済委員会	経済観光部 商工農水課	15
議案第56号	那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	健康部 国民健康保険課	25
議案第57号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 建築工事課	27
議案第58号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 建築指導課	29
議案第59号	令和4年度那覇市一般会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第60号	令和4年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第61号	令和4年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊

令和4年（2022年）6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第62号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	総務委員会	消防局 総務課	37
議案第63号	議決内容の一部変更について	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	39
議案第64号	損害賠償額の決定について（牧志2丁目）	都市建設環境委員会	上下水道局 下水道課 料金サービス課	41
議案第65号	損害賠償額の決定について（安里2丁目）	都市建設環境委員会	上下水道局 下水道課	43
報告第17号	令和3年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書について	予算決算常任委員会 （4分科会）	企画財務部 財政課	45
報告第18号	令和3年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書について	予算決算常任委員会 （2分科会）	企画財務部 財政課	53
報告第19号	令和3年度那覇市水道事業会計継続費繰越計算書について	予算決算委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	55
報告第20号	令和3年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書について	予算決算委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	57
報告第21号	令和3年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書について	予算決算委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	59
報告第22号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	61
報告第23号	専決処分の報告について（工事請負金額の変更）	厚生経済委員会	市民文化部 ハイサイ市民課	63

令和4年（2022年）6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
報告第24号	専決処分の報告について(市道与儀1号雑木枝車両損傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	65
報告第25号	専決処分の報告について (令和4年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	67
報告第26号	専決処分の報告について (令和4年度市営住宅駐車場明渡請求訴訟提起)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	69
報告第27号	専決処分の報告について (工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	71

那覇市監査委員の選任について

次の者を那覇市監査委員に選任したいので、同意を求める。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

██

██

宮城 哲

████████████████████

(提案理由)

上記の者は那覇市監査委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を那覇市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、同意を求めらる。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子


友利 聖子


(提案理由)

上記の者は那覇市固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市公平委員会の委員の選任について

次の者を那覇市公平委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子


阿波連 光


(提案理由)

上記の者は、那覇市公平委員会の委員に適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例制定について

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、沖縄振興特別措置法に基づく観光地形成促進地域等に係る固定資産税の課税免除に係る規定等の整備を行い、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>産業高度化・事業革新促進地域</u> 沖振法第35条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) 青色申告者等 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は同法第81条の22第1項の規定による申告書を提出する同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。</p> <p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法<u>第6条第5項</u>の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和4年3月31日</u>までの間に、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「<u>特定民間観光関連施設</u>」という。)を新設し、又は増設した青色申告者等について、<u>沖振法第8条第1項</u>に規定する特定民間観光関連施設の</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>産業イノベーション促進地域</u> 沖振法第35条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) 青色申告者等 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第36号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人をいう。</p> <p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法<u>第6条第4項</u>の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和7年3月31日</u>までの間に、<u>沖振法第7条の2第8項</u>に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第7条の2第6項に規定する認定事業</p>

用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。))にあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。))に限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を

者で、沖振法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従つて、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるもの(特定高度情報通信技術活用システム(特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和2年法律第37号)第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システムをいう。以下同じ。))にあつては、認定特定高度情報通信技術活用設備(租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備をいう。以下同じ。))に限る。)の取得価

超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあって

額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(産業イノベーション促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品(特定高度情報通

は、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和4年3月31日までの間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土

信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等(沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、沖振法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第4項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和7年3月31日までの間に、沖振法第42条の2第8項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って、沖振法第3条第11号に規定する国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置(特定高度情報通信技術活用システムにあっては、認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。)で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申

<p>地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>	<p>告者等(沖振法第42条の2第6項に規定する認定事業者で、沖振法第50条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又は当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和4年9月30日(同日までに沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。)第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合にあっては、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。)後に新設され、又は増設される施設及び当該施設の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された施設及び当該施設の敷地である土地については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条の規定は、令和4年9月30日(同日までに沖振法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合にあっては、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。)後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第5条の規定は、令和4年9月30日(同日までに沖振法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合にあっては、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。)後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第6条の規定は、令和4年9月30日(同日までに沖振法第41条第4項の規定による

国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合にあっては、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。)後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。

てんぶす那覇条例制定について

てんぶす那覇条例を別紙のように制定する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

文化、芸能及び伝統工芸の普及、振興及び産業化を図り、もって市民文化の向上、賑わいの創出及び地域の活性化に資することを目的として、てんぶす那覇を設置するため、この案を提出する。

てんぶす那覇条例

(設置)

第1条 文化、芸能及び伝統工芸の普及、振興及び産業化を図り、もって市民文化の向上、賑わいの創出及び地域の活性化に資することを目的として、てんぶす那覇を設置する。

(位置)

第2条 てんぶす那覇の位置は、那覇市牧志3丁目2番10号とする。

(施設の構成)

第3条 てんぶす那覇は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 多目的ホール
- (2) 伝統工芸の実演、体験等を行う施設
- (3) 国際通りの情報の発信等を行う施設(以下「発信施設」という。)

(事業)

第4条 てんぶす那覇は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化、芸能及び伝統工芸の普及、振興及び産業化の支援
- (2) 伝統工芸の実演、体験等
- (3) 地域の情報の発信
- (4) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第5条 てんぶす那覇(発信施設を除く。次項において同じ。)の利用時間は、9時から24時までの間で規則で定める時間とする。

- 2 てんぶす那覇の休館日は、規則で定める。
- 3 前2項の規定に関わらず、第19条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(発信施設を利用することができるもの)

第6条 発信施設を利用することができるものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 国際通り及びその周辺商店街の情報の発信を行うものであること。
 - (2) 国際通り及びその周辺商店街の活性化に資するものであること。
- (立入りの制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設への立入りを拒み、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条 第3条に規定する施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をする場合においては、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(発信施設の利用許可等)

第9条 指定管理者は、発信施設について利用許可をしようとするときは、あらかじめ、利用許可を受けようとするものを公募しなければならない。ただし、第3項の規定により利用期間を更新しようとするときは、この限りでない。

2 発信施設の利用期間は、3年以内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、3年以内の期間を定めて、前項の利用期間を更新することができる。

(利用料金)

第10条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催する行事に利用する場合
- (2) 本市が共催する行事に利用する場合
- (3) 次に掲げる者が常設芸能公演を観覧する場合

ア 本市内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)が教育目的で利用する場合の当該学校の幼児、児童、生徒及び学生並びにこれらの引率者

イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者

ウ 知的障がい者(児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障がいと認定された者をいう。)及びその引率者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者

オ 本市に住所を有する満65歳以上の者

- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又は施設等の利用を制限し、若しくは停止するこ

とができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設等の変更禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の立入り)

第16条 利用者は、指定管理者が職務の執行のため利用中の施設に立ち入るときは、これを拒んではならない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に復して指定管理者の点検を受けなければならない。

(損害賠償等の義務)

第18条 施設等を汚損し、破損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第19条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、てんぶす那覇の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がてんぶす那覇の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿っててんぶす那覇の管理を安定して行う能力を有すること。

- 2 前項の規定による指定は、てんぶす那覇の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、てんぶす那覇の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第22条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) てんぶす那覇の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(審議会)

第23条 市長の諮問に応じ、指定管理者の選定に関する事その他のてんぶす那覇の運営に関する基本的事項を審議するため、てんぶす那覇運営審議会を置く。

- 2 てんぶす那覇運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第23条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第9条第1項本文の規定による発信施設の利用許可を受けようとするものの公募、第19条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(那覇市ぶんかテンプス館条例及び那覇市伝統工芸館条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 那覇市ぶんかテンプス館条例(平成16年那覇市条例第5号)

(2) 那覇市伝統工芸館条例(平成17年那覇市条例第44号)

(那覇市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市新商品開発事業審査委員会	[略]
	那覇市ぶんかテンプス館運営審議会	那覇市ぶんかテンプス館の運営に関すること。
	那覇市中小企業振興審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市新商品開発事業審査委員会	[略]
	那覇市中小企業振興審議会	[略]
	[略]	
[略]		

別表(第10条関係)

1 常設芸能公演の観覧料

観覧する者による区分	1人当たりの額
大人	1,760円
高校生	1,320円
小中学生	880円
小学生未満の者(3歳未満の者を除く。)	440円
3歳未満の者	無料

備考 「大人」とは、高校生、小中学生又は小学生未満の者のいずれにも該当しない者をいう。

2 多目的ホール(ホワイエ、楽屋等を含む。)の利用料金

入場料による区分	1時間当たりの額
1,080円未満の場合(無料の場合を含む。)	6,560円
1,080円以上の場合	11,640円

備考

- 「入場料」とは、その名称及び徴収の時期のいかんを問わず、利用者が入場者から徴収する入場の対価(利用期間を通じて複数の入場の対価を設けているときは、その最高額)をいう。
- 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を目的として利用する場合

は、入場料の額にかかわらず、一律に1,080円以上の場合の区分を適用する。

3 冷房を利用する場合は、冷房を利用する時間1時間当たり1,940円を加算する。

4 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。

5 1時間に満たない時間は、これを1時間として利用料金を算定する。

3 多目的ホールの附属設備の利用料金

附属設備の種類による区分	1点1回当たりの額
舞台道具	5,400円
音響・映像器具	5,400円
照明器具	2,160円
ピアノ	7,560円
その他	1,080円

4 その他の施設の利用料金

施設による区分	額
伝統工芸の実演、体験等を行う施設	1人当たり11,100円
発信施設	1平方メートル1か月当たり2,360円

備考 発信施設の利用料金には、共益費を含む。

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等について、令和4年度分の保険税の減免に係る申請書の提出期限を延長するため、この案を提出する。

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例)</p> <p>15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。<u>次項において同じ。</u>)の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和3年3月31日」とする。</p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする減免の申請の特例)</p> <p>15 令和2年2月14日から令和3年3月25日までの間に納期限が到来する令和元年度分及び令和2年度分の保険税の減免の申請で新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。<u>以下同じ。</u>)の影響を理由とするものに対する第22条第2項の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和3年3月31日」とする。</p> <p><u>17 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する令和4年度分の保険税(令和3年度末に被保険者である資格を取得したこと等により令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する令和3年度相当分の保険税を含む。)の減免の申請で新型コロナウイルス感染症の影響を理由とするものに対する第22条第2項の規定の適用については、同項中「納期限前7日」とあるのは、「令和5年3月31日」とする。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

新真和志複合施設の設計、建設、維持管理等を行う事業者の選定に関し、調査審議する附属機関として、那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会を設置するため、この案を提出する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
教育委員会	[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市住宅政策等審議会	[略]
	那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会	新真和志複合施設の設計、建設、維持管理等を行う事業者の選定に関すること。
教育委員会	[略]	

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

(提案理由)

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査に係る手数料について所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～3 [略]

4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下この項において「確認書等」という。)を添えたものを除く。)の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 一戸建ての住宅の増築又は改築をする場合 89,000円</p> <p>エ 共同住宅等の増築又は改築をする場合 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応</p>

			じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る <u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)(ア)～(ク) [略]
(2)	法第5条第1項から第5項までの規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> (確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請に対する審査	<u>確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</u>	次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る <u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ [略] ウ 一戸建ての住宅の <u>増築又は改築をする場合</u> 13,000円 エ 共同住宅等の <u>増築又は改築をする場合</u> 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る <u>長期優良住宅建築等計画</u> の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)(ア)～(ク) [略]
(3)	法第8条第1項の規定に基づく <u>長期優良住宅建築等計画</u> の変更(変更部分について確認書等を添えたものを除く。)の認定の申請に対する審査	<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に

			<p>係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 一戸建ての住宅の<u>増築又は改築をする場合</u> 44,500円</p> <p>エ 共同住宅等の<u>増築又は改築をする場合</u> 当該<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(1)の号手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
(4)	<p>法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更(変更部分について確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 一戸建ての住宅の<u>増築又は改築をする場合</u> 6,500円</p> <p>エ 共同住宅等の<u>増築又は改築をする場合</u> 当該<u>長期優良住宅建築等計画</u>の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあ</p>

			<p>っては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の号手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅等計画</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
(5)	[略]		
(6)	[略]	<u>長期優良住宅 建築等計画の 認定を受けた 地位の承継承 認申請手数料</u>	[略]

5～7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～3 [略]

4 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	<p>法第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画(以下「<u>長期優良住宅建築等計画等</u>」という。)(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下この項において「<u>確認書等</u>」という。)を添えたものを除く。)の認定の申請に対する審査</p>	<u>長期優良住宅 建築等計画等 認定申請手数料</u>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 一戸建ての住宅の場合(アに掲げる場合を除く。) 89,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(イに掲げる場合を除く。) 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)ま</p>

			<p>でに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア)～(ク) [略]</p>
(2)	<p>法第5条第1項から第7項までの規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画等</u>(<u>確認書等を添えたもの</u>に限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を、当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア～イ [略] ウ 一戸建ての住宅の場合(アに掲げる場合を除く。) 13,000円 エ 共同住宅等の場合(イに掲げる場合を除く。) 次の(ア)から(ク)までに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア)～(ク) [略]</p>
(3)	<p>法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更(変更部分について<u>確認書等を添えたものを除く</u>。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定によ</p>

			<p>り算定した額を加えた額)を、当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ <u>一戸建ての住宅の場合(アに掲げる場合を除く。)</u> 44,500円</p> <p>エ <u>共同住宅等の場合(イに掲げる場合を除く。)</u> 当該<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(1)の号手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
(4)	<p>法第8条第1項の規定に基づく<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更(変更部分について確認書等を添えたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p><u>確認書等を添えた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料</u></p>	<p>次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額(申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあつては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては、前項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を当該申請に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ <u>一戸建ての住宅の場合(アに掲げる場合を除く。)</u> 6,500円</p> <p>エ <u>共同住宅等の場合(イに掲げる場合を除く。)</u> 当該<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更に係る部分の床面積</p>

			<p>の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に対応する(2)の号手数料の額の欄エ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(ク)までに定める額を、当該建築物に係る<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
(5)	[略]		
(6)	[略]	<u>長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料</u>	[略]

5～7 [略]

財産の取得について（消防ポンプ自動車）

次のとおり災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を購入する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 品名、規格及び数量 消防ポンプ自動車（CD-1型）
1台（A-2級ポンプ、水槽容量800ℓ）
- 2 購入の目的 令和4年度に運用予定の（仮称）小禄南出張所に配備する消防ポンプ自動車を購入し、消防力の強化を図る。
- 3 購入の方法 制限付一般競争入札

（提案理由）

令和4年度に運用予定の（仮称）小禄南出張所に配備する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

議決内容の一部変更について

次のとおり議決内容の一部を変更する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

- 1 議決議案名 工事請負契約について（第一牧志公設市場建設工事（建築））（令和2年6月26日同意）

契約の相手方 國場組・大米建設共同企業体

代表者 沖縄県那覇市久茂地三丁目21番1号
株式会社 國場組
代表取締役 玉城 徹也

構成員 沖縄県那覇市高良3丁目1番地1
株式会社 大米建設
代表取締役社長 国吉 修

- 2 変更する事項 請負代金額
既決金額 2,774,437,600円
変更金額 2,809,418,700円

（提案理由）

第一牧志公設市場建設工事（建築）について、議決内容の一部を変更するため、この案を提出する。

損害賠償額の決定について（牧志 2 丁目）

事故による損害賠償額を次のとおり決定するものとする。

令和 4 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事件名 汚水管からの逆流事故
- 2 賠償の相手方 ビル所有者
- 3 損害賠償額 4, 224, 819円

（提案理由）

本市が管理する汚水管から汚水がビル内に逆流し、ビル 1 階にある 2 店舗が汚損する事故が発生した。

当該事故により損害が発生したことから、地方公営企業法第 40 条第 2 項及び那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第 7 条の規定により適用する地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議会の議決を得て損害賠償額を決定するため、この案を提案する。

位置図

事故発生場所：牧志2丁目地内



損害賠償額の決定について（安里 2 丁目）

事故による損害賠償額を次のとおり決定するものとする。

令和 4 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事件名 汚水管からの逆流事故
- 2 賠償の相手方 那覇市寄宮 2 丁目在住
- 3 損害賠償額 3, 322, 550 円

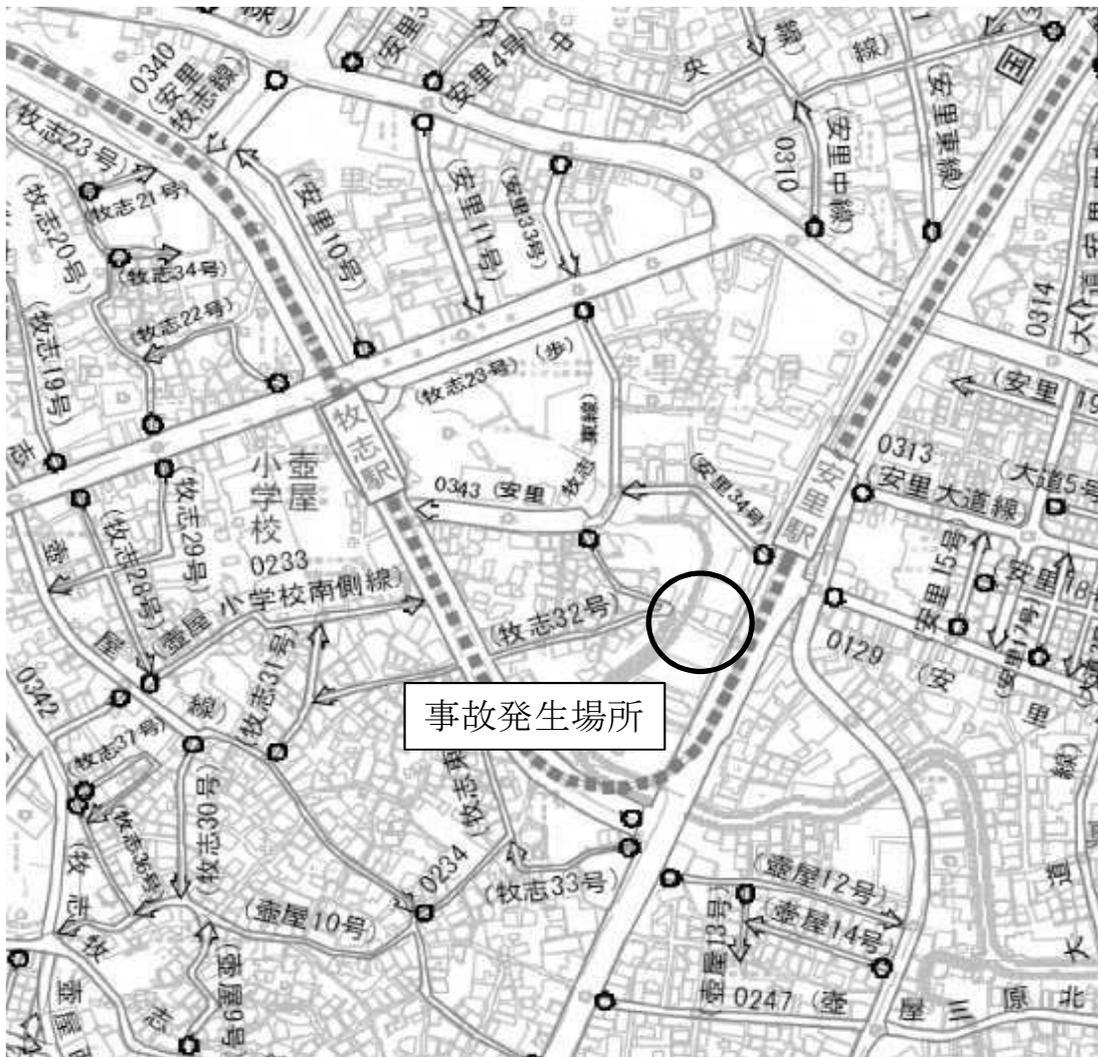
（提案理由）

本市が管理する汚水管から汚水が宅地内に逆流し、アパート 1 階にある 2 部屋が汚損する事故が発生した。

当該事故により損害が発生したことから、地方公営企業法第 40 条第 2 項及び那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第 7 条の規定により適用する地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議会の議決を得て損害賠償額を決定するため、この案を提案する。

位置図

事故発生場所：安里2丁目地内



令和 3 年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 3 年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和 4 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源		
					既収入特定財源	未収入特定財源		その他			
						国県支出金	地方債				
2 総務費	1 総務管理費		440,617,000	426,210,214	0	206,839,800	174,700,000	0	44,670,414		
			432,389,000	421,733,214	0	202,362,800	174,700,000	0	44,670,414		
		旧那覇飛行場用地問題解決事業	261,076,000	251,898,644	0	192,907,800	55,200,000	0	3,790,844		
		市制100周年記念企画事業	913,000	539,000	0	0	0	0	539,000		
		小祿支所建設整備事業	170,400,000	169,295,570	0	9,455,000	119,500,000	0	40,340,570		
		3 戸籍住民基本台帳費	8,228,000	4,477,000	0	4,477,000	0	0	0		
		一般事務費	8,228,000	4,477,000	0	4,477,000	0	0	0		
		3 民生費	1 社会福祉費		8,493,498,000	6,695,745,197	4,183,911,297	2,457,465,000	31,600,000	0	22,768,900
					6,335,045,000	5,926,019,464	3,852,929,564	2,069,100,000	0	0	3,989,900
				住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	6,331,051,000	5,922,029,564	3,852,929,564	2,069,100,000	0	0	0
老人福祉センター等改修事業	3,994,000			3,989,900	0	0	0	0	3,989,900		
2 児童福祉費	2,158,453,000			769,725,733	330,981,733	388,365,000	31,600,000	0	18,779,000		
老朽化保育所増改築等事業	388,027,000			388,027,000	20,900,000	333,567,000	20,600,000	0	12,960,000		
安謝こども園園舎建設補助事業	256,661,000			62,621,000	100,000	47,775,000	11,000,000	0	3,746,000		
宇栄原こども園園舎建設補助事業	9,096,000			9,096,000	0	7,023,000	0	0	2,073,000		
令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)	749,624,000			150,537,233	150,537,233	0	0	0	0		

令和3年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源		その他		
						国県支出金	地方債			
6 農林水産業費		令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(追加給付分)	739,645,000	144,044,500	144,044,500	0	0	0	0	0
		放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	15,400,000	15,400,000	15,400,000	0	0	0	0	0
3 水産業費			10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000
			10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000
7 商工費		軽石被害に係る緊急支援事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	0	10,000,000
			2,640,537,000	2,634,108,400	7,450,454	1,984,427,720	565,100,000	0	0	77,130,226
1 商工費		那覇大綱挽回保存会補助金	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0	2,000,000
		市内宿泊・観光体験等促進クーポン事業(新型コロナウイルス関連)	104,000,000	104,000,000	0	104,000,000	0	0	0	0
8 土木費		第一牧志公設市場再整備事業	6,900,000	6,900,000	0	5,000,000	0	0	0	1,900,000
		沖繩の食の魅力発信拠点整備事業	2,527,637,000	2,521,208,400	7,450,454	1,875,427,720	565,100,000	0	0	73,230,226
1 土木管理費			5,889,643,000	4,628,878,128	162,427,216	3,155,700,174	1,130,500,000	0	0	180,250,738
			17,417,000	17,417,000	0	8,679,000	0	0	0	8,738,000
2 道路橋りょう費		宅地耐震化推進事業	17,417,000	17,417,000	0	8,679,000	0	0	0	8,738,000
			292,479,000	239,370,519	16,734,504	137,145,758	31,500,000	0	0	53,990,257
		一般事務費	14,586,000	13,812,168	0	0	0	0	0	13,812,168

令和3年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国県支出金	地方債	その他	
		私道整備補助金	1,000,000	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000
		道路維持事業	28,930,000	25,824,250	0	0	0	0	25,824,250
		里道整備事業	2,570,000	2,570,000	0	0	0	0	2,570,000
		法定外橋梁修繕事業	9,554,000	7,652,100	0	0	5,800,000	0	1,852,100
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	159,923,000	143,907,497	77,000	115,125,998	25,700,000	0	3,004,499
		道路新設改良事業(単独)	4,984,000	422,300	0	0	0	0	422,300
		交通安全施設整備事業(特交金)	28,407,000	12,534,304	12,534,304	0	0	0	0
		交通安全施設整備事業(特交金)	15,000,000	4,123,200	4,123,200	0	0	0	0
		未就学児交通安全対策事業	27,525,000	27,524,700	0	22,019,760	0	0	5,504,940
	4 都市計画費		2,671,134,000	1,999,413,597	26,343,700	1,434,247,416	421,300,000	0	117,522,481
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	1,326,920,000	1,152,522,000	23,104,000	922,018,000	207,400,000	0	0
		沖縄都市モノレール(株)貸付金	59,000,000	51,200,000	0	0	51,200,000	0	0
		LRT導入推進検討事業	56,551,000	56,551,000	0	28,275,500	0	0	28,275,500
		街路整備事業(単独)	1,238,000	276,819	0	0	0	0	276,819
		街路整備事業(公共投資交付金)	541,088,000	256,283,490	112,000	205,025,990	45,900,000	0	5,245,500
		モノレール・インフラ等修繕	167,732,000	93,602,100	9,000	74,881,680	15,100,000	0	3,611,420

令和3年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		公園維持管理費	24,853,000	7,353,700	3,118,700	0	0	0	4,235,000
		公園整備事業（沖縄振興公共投資交付金）	77,637,000	21,751,595	0	10,875,799	9,600,000	0	1,275,796
		亜熱帯庭園都市の公園美化事業	87,970,000	56,050,000	0	36,043,000	0	0	20,007,000
		公園整備事業（社会資本整備総合交付金）	153,282,000	150,884,393	0	74,911,447	67,400,000	0	8,572,946
		福州園再整備事業	142,415,000	123,494,000	0	82,216,000	24,700,000	0	16,578,000
		那覇市松山公園文化交流施設管理運営事業	8,621,000	8,621,000	0	0	0	0	8,621,000
		公園整備事業（単独）	16,000,000	14,586,500	0	0	0	0	14,586,500
		民間活力を活かした公園活性化事業	7,827,000	6,237,000	0	0	0	0	6,237,000
	5 住宅費		2,908,613,000	2,372,677,012	119,349,012	1,575,628,000	677,700,000	0	0
		市営住宅ストック総合改善事業	277,021,000	103,634,920	64,703,920	38,931,000	0	0	0
		地域居住機能再生推進事業	2,354,321,000	1,997,570,092	34,778,092	1,390,692,000	572,100,000	0	0
		真地市営住宅建替事業	257,197,000	257,197,000	9,888,000	141,709,000	105,600,000	0	0
		市営住宅建替移転事業（補助金）	14,641,000	8,842,000	4,546,000	4,296,000	0	0	0
		市営住宅施策検討調査事業	5,433,000	5,433,000	5,433,000	0	0	0	0
9 消防費			90,246,000	90,245,930	20,984,930	0	62,600,000	0	6,661,000
	1 消防費		90,246,000	90,245,930	20,984,930	0	62,600,000	0	6,661,000

令和3年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国県支出金	地方債	その他	
		(仮称)小祿南出張所整備事業	83,585,000	83,584,930	20,984,930	0	62,600,000	0	0
		消防局庁舎空調設備更新事業	3,560,000	3,560,000	0	0	0	0	3,560,000
		西消防署空調設備更新事業	3,101,000	3,101,000	0	0	0	0	3,101,000
10	教育費		5,032,946,000	3,115,736,457	0	1,852,133,000	769,900,000	37,400,000	456,303,457
		2 小学校費	4,018,176,000	2,109,706,872	0	1,156,910,000	572,100,000	0	380,696,872
		小学校管理運営費	8,233,000	8,232,314	0	0	0	0	8,232,314
		施設維持管理費(小学校)	10,450,000	6,750,000	0	0	0	0	6,750,000
		小学校環境整備事業(トイレ整備)	62,361,000	61,132,000	0	17,833,000	26,700,000	0	16,599,000
		小学校環境整備事業(屋内運動場照明整備)	7,425,000	7,018,000	0	2,470,000	0	0	4,548,000
		若狭小学校校舎建設事業	1,237,389,000	3,550,000	0	0	0	0	3,550,000
		開南小学校屋内運動場建設事業	531,659,000	391,242,743	0	17,375,000	247,400,000	0	126,467,743
		高良小学校屋内運動場建設事業	4,279,000	4,000,000	0	3,800,000	0	0	200,000
		上間小学校屋内運動場建設事業	53,504,000	2,170,407	0	0	0	0	2,170,407
		識名小学校校舎建設事業	547,421,000	455,552,068	0	327,696,000	85,700,000	0	42,156,068
		与儀小学校校舎建設事業	454,895,000	415,182,686	0	306,742,000	76,300,000	0	32,140,686
		与儀小学校屋内運動場建設事業	226,787,000	209,733,653	0	145,085,000	41,200,000	0	23,448,653

令和3年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源		その他	
						国県支出金	地方債		
		識名小学校屋内運動場建設事業	342,160,000	297,482,826	0	197,503,000	56,600,000	0	43,379,826
		天妃小学校校舎建設事業	227,271,000	205,725,675	0	138,406,000	38,200,000	0	29,119,675
		石嶺小学校屋内運動場建設事業	304,342,000	41,934,500	0	0	0	0	41,934,500
	3 中学校費		112,152,000	107,220,000	0	31,180,000	38,200,000	0	37,840,000
		施設維持管理費（中学校）	8,902,000	5,306,000	0	0	0	0	5,306,000
		中学校環境整備事業（トイレ整備）	86,253,000	85,412,000	0	25,520,000	38,200,000	0	21,692,000
		中学校環境整備事業（屋内運動場照明整備）	16,997,000	16,502,000	0	5,660,000	0	0	10,842,000
	4 社会教育費		885,571,000	885,171,656	0	664,043,000	159,600,000	37,400,000	24,128,656
		資料整理室の運営	17,716,000	17,716,000	0	0	0	0	17,716,000
		首里城周辺地域整備事業	108,886,000	108,886,000	0	87,108,000	21,700,000	0	78,000
		崇元寺跡保存整備事業	721,569,000	721,169,656	0	576,935,000	137,900,000	0	6,334,656
		（仮称）西1丁目ホテル建築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	37,400,000	37,400,000	0	0	0	37,400,000	0
	5 保健体育費		17,047,000	13,637,929	0	0	0	0	13,637,929
		開南小学校給食調理場改築事業	425,000	420,200	0	0	0	0	420,200
		与儀小学校給食調理場改築事業	16,622,000	13,217,729	0	0	0	0	13,217,729
		合計	22,597,487,000	17,600,924,326	4,374,773,897	9,656,565,694	2,734,400,000	37,400,000	797,784,735

令和3年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、別紙のとおり令和3年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので報告する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

令和3年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			
				支出済額	支出未済額			国県支出金	未収入特定財源	地方債	その他
7	商工費		22,942,000	9,782,520	13,159,480	13,159,480	0	11,843,532	0	0	1,315,948
	1	商工費	22,942,000	9,782,520	13,159,480	13,159,480	0	11,843,532	0	0	1,315,948
		市内貸切バス事業者支援事業	22,942,000	9,782,520	13,159,480	13,159,480	0	11,843,532	0	0	1,315,948
8	土木費		75,971,300	27,100,000	48,871,300	48,871,300	0	39,097,040	8,700,000	0	1,074,260
	2	道路橋りょう費	75,971,300	27,100,000	48,871,300	48,871,300	0	39,097,040	8,700,000	0	1,074,260
		橋りょう長寿命化修繕事業	75,971,300	27,100,000	48,871,300	48,871,300	0	39,097,040	8,700,000	0	1,074,260
		合計	98,913,300	36,882,520	62,030,780	62,030,780	0	50,940,572	8,700,000	0	2,390,208

令和3年度那覇市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、令和3年度那覇市水道事業会計の継続費繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

令和3年度那覇市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和3年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳	翌年度繰越額に係る必要な購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計					
1	資本的支出			円	円	円	円	円	建設改良積立金	円	
	1	建設改良費	487,993,000	195,198,000	0	195,198,000	0	195,198,000	195,198,000	0	
		豊見城配水池建設工事									

令和3年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和3年度那覇市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

令和3年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事	業	名	予算計上額	支払義務発生額	翌年繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	明 説
								補助金	繰 越 工 事 資 金	建設改良積立金			
1	1	建設改良費		建設改良事業	1,096,645,000	380,501,516	703,717,100	円	円	円	円	円	現場の施工条件変更に伴い日数を要したこと及び入札不調による再入札に伴い適正工期を確保したことにより繰越となった

令和 3 年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度那覇市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 1 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

令和3年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入原年度額	説明
						補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
1	建設改良費	建設改良事業	1,293,548,000	680,441,185	599,349,605	285,891,016	222,100,000	57,257,489	34,101,100	13,757,210	0	現場の施工計画の変更に伴い日数を要したこと及び国の第1次補正予算に伴い防災・安全交付金が追加交付されたことにより、追加で実施する工事等の適正工期を確保するため繰越した。

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 27 日

那覇市長 城間 幹子

- 1 議決事件名 工事請負金額の変更について
「(仮称) 大嶺コミュニティセンター建設工事 (建築)」
(令和 2 年 12 月 22 日同意)

工事名 (仮称) 大嶺コミュニティセンター建設工事 (建築)

契約の相手方

受注者 沖縄県那覇市宇栄原 2 丁目 13 番 6 号
株式会社 郷建設
代表取締役 眞榮城 嘉一

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 363,458,700 円

変更する金額 367,719,000 円

専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 4 月 27 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について（小禄支所等建設工事（建築））
（令和 3 年 6 月 28 日同意）

工 事 名 小禄支所等建設工事（建築）

契約の相手方

受注者 國場組・ニシダ工業共同企業体

所在地 那覇市久茂地 3 丁目 21 番 1 号

代表者 商 号 株式会社 國場組

代表者 代表取締役 玉城 徹也

所在地 那覇市真嘉比 3 丁目 6 番 3 号

構成員 商 号 株式会社 ニシダ工業

代表者 代表取締役 西田 伯夫

- 2 変更する事項 契約金額
既 決 金 額 475,857,800 円
変更する金額 483,725,000 円

専決処分の報告について
(市道与儀1号雑木枝車両損傷事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された損害賠償額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 11 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 市道与儀 1 号雑木枝車両損傷事故

2 賠償の相手方
及び賠償額

相 手 方 那覇市国場在住

賠 償 額 41,184 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は、賠償の相手方に上記の賠償金を支払う。
- (2) 那覇市と賠償の相手方は、本件事件に関し、上記賠償金のほか何らの債権債務のないことを確認する。

専決処分の報告について
(令和4年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和4年5月9日

那覇市長 城間 幹子

1 事 件 名 令和4年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

住所 那覇市宇栄原4丁目16番1
宇栄原市営住宅（不法占拠）

専決処分の報告について
(令和4年度市営住宅駐車場明渡請求訴訟提起)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和4年5月9日

那覇市長 城間 幹子

1 事 件 名 令和4年度 市営住宅駐車場明渡請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市繁多川3丁目4番40
繁多川市営住宅

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月1日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和4年4月28日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について（識名小学校校舎等改築工事（建築））（令和3年9月29日同意）

工 事 名 識名小学校校舎等改築工事（建築）

契約の相手方

請負者 高橋土建・辰雄建設・ホーム21共同企業体

代表者 沖縄県那覇市前島3丁目13番11号

株式会社 高橋土建

代表取締役 玉城 俊夫

構成員 沖縄県那覇市宮城1丁目16番19 1階

有限会社 辰雄建設

代表取締役 安里 繭子

構成員 沖縄県那覇市字真地210番地1

株式会社 ホーム21

代表取締役 玉城 和広

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,354,100,000 円

変更する金額 1,363,902,100 円

